平成３０年労第４１３号

主　　文

本件再審査請求を却下する。

事実及び理由

第１　事案の概要

本件は、再審査請求人（以下「請求人」という。）が労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）による「療養補償給付」の請求をしたところ、労働基準監督署長が平成○年○月○日付けで、これを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。

請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成○年○月○日付けをもってこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第２　請求人の主張の要旨

（略）

第３　理　　由

１　再審査請求は、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和３１年法律第１２６号。以下「労審法」という。）第３８条第１項の規定により、請求人に労働者災害補償保険審査官の決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して２か月以内（以下「請求期間」という。）にしなければならないこととされている。

本件についてこれをみると、郵便物等配達証明書（お問い合わせ番号○号）によれば、審査官の決定書の謄本が請求人に配達された日は、平成○年○月○日であるから、本件再審査請求の請求期間は、その翌日から起算して２か月目に当たる日である同年○月○日までとなるところであるが、請求期間の満了日（２か月目に当たる日）が土曜日、日曜日、その他祝日等の閉庁日に当たるときは、請求期間は閉庁日の翌日をもって満了となると解するのが相当であるから、結局、本件再審査請求の請求期間の満了日は、同年○月○日までとなる。

しかしながら、請求人が労働保険再審査請求書を当審査会に宛てて郵便により

発信したのは、平成〇年〇月〇日（同日消印）であり、本件再審査請求は、法定の請求期間を経過した後にされたものである。

2　ところで、労審法第３８条第２項において準用する同法第８条第１項ただし書では、再審査請求が請求期間を経過した後にされた場合においても、請求人が正当な理由により請求期間内に再審査請求をすることができなかったことを疎明したときは、この限りでないと定められている。そして、同項ただし書にいう「正当な理由」とは、天災その他客観的にみて一般にそのような理由があれば誰もが請求できなかったであろうことをうかがい知るに足りるものでなければならないものと解するのが相当である。

3　そこで、本件についてこれをみるに、請求人は当審査会に対し、請求期間を経過した理由について何ら述べておらず、請求人の妻が、平成〇年〇月〇日付け書面で、要旨、請求人はうつ病に罹患しており、投薬の影響で書類作成に不安があったために時間がかかってしまった旨述べているところであるが、当該理由は、個人的な事情を述べているにすぎず、誰もが請求できなかったであろうことをうかがい知るに足りる事情であるとはいい難く、上記の「正当な理由」について疎明したものとは認められない。

4　以上のとおり、本件再審査請求は不適法なものであってその欠陥を補正することができないものであるから、労審法第５０条において準用する同法第１０条の規定により却下することとして、主文のとおり裁決する。